

# ふれあい福祉センター

## 尊い命、みんなで守ろう！

平成24年における自殺者の総数は、15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、平成24年の意識調査では、国民の約20人に1人が「1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しています。自殺に追い込まれることは、誰にでも起こり得る重大な問題となっております。

### ●自殺は追い込まれた末の死

自殺の理由は、うつ病などの精神障がいや病気の悩みなど「健康問題」が半数を占め、次に多い理由としては、生活苦や負債などの「経済・生活問題」です。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、失業、多重債務、過重労働、病苦などにより心理的に追い込まれた末の死と言えます。

### ●悩みに気づいてください

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で揺れていて、不眠や原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発しています。

身近な人がそのサインに気づき、自殺予防につなげていくことが大切です。

### ●周囲の支え4つのポイント

「気づき」悩みを相談されたら、発言や行動、体調の変化などに家族や仲間が気づき、「眠れている？」など声をかけましょう。

「話を聴く」本人の気持ちを尊重し、否定せずに受けとめましょう。

「つなぎ」悩みに応じてさまざまな相談先があります。早めに専門家へ

## 貴金属などの「訪問購入」にご注意！

【事例】ある日突然、「不要な貴金属を買い取ります。アクセサリを見せてほしい」と業者が訪問してきた。母親からもらった金のネックレスを見せたと「これは不純物が混ざっている」と言われ、5000円で買い取って行った。

及び向上に関する条例が改正され、特定商取引法で適用除外とされている着物、中古車、書籍なども含め、すべての物品・権利の買い取り型の取り引きが規制の対象となりました。

①突然の業者訪問は禁止されています。電話などで訪問したいと言われても、買い取ってもらうつもりがなければ、きっぱり断りましょう。

②不要な着物を買い取りに来た業者が、同時に貴金属の買い取りを勧誘することは、法律で禁止されています。

③法律の改正では、訪問購入もクーリング・オフができるようになりますが、一度物品を引き渡すと取り返すことは困難です。クーリング・オフができる8日間は、物品の引き

相談するように勧めることで、解決方法が見つかるかもしれません。「見守り」焦らずに、温かく寄り添いながら見守りましょう。

### ひとり悩まず相談を

（こころの健康相談統一ダイヤル）  
全国どこからでも公的な相談機関に接続されます。  
☎0570・064・556

（埼玉のいのちの電話）  
24時間365日相談ができます。  
☎048・645・4343、☎048・640・6400（18歳以下）  
問：障がい福祉課 ☎453



渡しを拒むことができますので、手元に置いておきましょう。

④古物を買収する場合は、「古物商許可証」や「古物商行商従業者証」を携帯しなければなりません。話を聞く前にこの許可証の提示を求めましょう。

強引な勧誘を受けたり、断つているにもかかわらず居座ったり、「貴金属を出せ」と強く迫られるなど不安を感じたときは、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください。

問：商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



### 10月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。  
★相談日が祝日の場合は、お休みします。

### 行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎10月18日(金)〈総合相談〉  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ

広聴広報課 ☎373

### くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

☎10月18日(金)〈総合相談〉  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ

広聴広報課 ☎373

### 法律相談

法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日(祝日を除く)  
午後1時20分～4時  
場市民相談室定8人(事前予約制)

☎10月18日(金)〈総合相談〉  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ定8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

### 総合相談

法律相談、くらしの相談、行政書士相談、税理士相談、女性相談、司法書士相談、不動産相談を合わせて行います※法律相談は、事前予約制

☎10月18日(金)  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ

広聴広報課 ☎373

### 人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)

☎10月10日(木)  
午後1時～4時  
場市民相談室

人権・男女共同参画課 ☎811

### 女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

☎毎週水曜日 午前10時～正午  
午後1時～4時  
場駅前出張所内相談室  
定5人(事前予約制)

☎10月18日(金)〈総合相談〉  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ

人権・男女共同参画課 ☎811

### DV相談

DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

☎毎週月・金曜日  
午前10時～正午  
午後1時～4時  
※面談の場合は、要予約  
☎996-3955  
(DV相談支援室専用電話)

人権・男女共同参画課 ☎811

### 不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)

☎10月18日(金)〈総合相談〉  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ

広聴広報課 ☎373

### 税理士相談

相続税など税金全般についての相談

☎10月18日(金)〈総合相談〉  
午後1時20分～4時  
場八潮メセナ

広聴広報課 ☎373

### 若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

☎10月2日(水)・16日(水)  
午前10時～正午  
午後1時～4時  
場勤労青少年ホームゆまにて  
定5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

### 内職相談

内職の求人、求職のあつせんについての相談(内職相談員が対応)

☎毎週火曜日  
午前10時～正午  
午後1時～3時30分  
場市民相談室

商工観光課 ☎336

### 消費生活相談

悪質商法などのトラブルや借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

☎毎週月～金曜日  
午前10時～正午  
午後1時～4時  
場消費生活相談室

商工観光課 ☎336

### こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

☎10月7日(月)  
午後1時～2時30分  
場保健センター  
定2人(事前予約制)

保健センター ☎995-3381～3

### 心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

☎10月2日(水)・16日(水)  
午後1時～4時(電話相談可)  
場身体障害者福祉センターやすらぎ

社会福祉協議会 ☎998-7616

### 休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎10月6日(日)  
午前9時～午後4時  
毎週木曜日  
午後5時15分～7時  
場納税課

納税課 ☎330

### 子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)

☎毎週月～金曜日  
午前10時～正午  
午後1時～3時  
中央保育所 ☎998-7711

### 子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)

☎10月24日(木)  
午前10時～午後1時  
場だいら児童館(わんぱる)  
定3人(事前予約制)

わんぱる ☎999-0321

### 家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

☎毎週月～金曜日  
午前9時～正午  
午後1時～4時  
場家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

### 教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)

☎毎週月～金曜日  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時  
場教育相談所

教育相談所 ☎995-0077